

## 犬猫の譲渡契約における留意事項

譲渡の際には、犬猫の終生飼養が適切に行われるよう、飼養方法や犬猫の習性などについて、譲受者に対し、十分に説明を行いましょう。

また、誤解やトラブルを避けるためにも、譲受者と譲渡の条件についてよく話し合い、共通認識を得たうえで、書面等で確認しておきましょう。

### 書面記載等が必要な事項の例

- 適切な飼養方法
- 譲渡後の報告・飼育支援の考え
- 費用の負担を求める場合は、その費目等について書面に記載しましょう。

※譲渡契約にあたり、譲受者に個人情報の記載・提供を求める場合は、当該譲渡契約に必要な範囲としましょう。

※譲受者が十分に理解できるよう、よく話し合うとともに、できるだけ具体的に書面に記載しましょう。

### 上記のほか、説明が必要な事項の例

- 適切な飼養方法（逸走防止の方法など）  
（必要に応じて、初めて犬猫を飼養する方や不慣れな方等へのトライアル期間を設けたり、飼育環境確認のために自宅訪問することも有効と考えられます。）
- 周囲へのマナー
- 健康管理と病気の知識
- 知っておくべき法律